

多賀町マスコットキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多賀町のマスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用することにより、多賀町（以下「町」という。）のイメージを確立するとともに、観光資源及び特産品を広く宣伝普及し、地域振興を図るため、キャラクターを使用する場合の取り扱いに関し、多賀観光協会理事長（以下「管理者」という。）が必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- ・多賀観光協会（以下「観光協会」という。）が定めたマスコットキャラクターの基本デザイン（別図第1）及び管理者が別に定めるその展開デザイン

(使用の許可申請)

第3条 何人も営利を目的としない個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内においてキャラクターを使用する場合は、自由に使用することができる。

2 前項に規定する場合を除きキャラクターを使用するときは、多賀町マスコットキャラクター使用許可申請書（様式第1号）およびそれに関連する資料（申請者の概要、使用に際する企画書等）を管理者に提出し、あらかじめ管理者の承認を受けるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- ・町及び町職員、観光協会職員が業務に関し使用するとき。
- ・町内の学校等教育機関が教育の目的で使用するとき。
- ・報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- ・その他管理者が適当と認めたとき。

(使用許可等)

第4条 管理者は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付してキャラクターの使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しない。

- ・法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- ・特定の政治、若しくは思想の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- ・不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- ・自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- ・町および観光協会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- ・その他管理者が使用について不適当と認めたとき。

2 管理者は、キャラクターの使用を許可するときは多賀町マスコットキャラクター使用許可承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 管理者は、前項の規定によるキャラクターの使用の許可（以下「キャラクターの使用許可」という。）をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

（使用料）

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。ただし、営利目的でキャラクターを使用する場合には、キャラクターの運営・管理のための協力金（金額は任意）を求める。

（使用上の遵守事項）

第6条 キャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・ キャラクターの使用許可を受けた目的又は用途のみに使用すること。
- ・ 観光協会で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- ・ キャラクターの使用をする際は、画像もしくは物件の付近に「多賀町マスコットキャラクター たがゆいちゃん」の文章を明記すること。また、必要に応じて多賀町の前には「滋賀県」も明記すること。
- ・ キャラクターの画像、物件などには多賀観光協会が発行する承認番号を明記すること
- ・ 第4条第3項の規定により付された条件に従って使用すること。
- ・ キャラクターの使用に際し観光協会が貸し出した物件を期限までに返還すること。
- ・ キャラクターの使用前に当該使用に係る物件（以下「使用対象物件」という。）の完成見本を速やかに管理者に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- ・ 商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。

（結果の報告）

第7条 キャラクターの使用許可を受けた使用者は、キャラクターの使用を完了したときに、速やかに多賀町マスコットキャラクター使用報告書（様式第3号）を管理者に提出するものとする。

（使用許可の変更等）

第8条 使用者は、キャラクターの使用許可の内容を変更しようとするときは、再度多賀町マスコットキャラクター使用許可申請書（様式第1号）を管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し等）

第9条 管理者は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用許可を取り消すとともに、使用者にその旨を通知するものとする。

- ・ 第4条又は第6条の規定に違反していると認められるとき。
 - ・ 偽りその他不正な手段によりキャラクターの使用許可を受けたと認められるとき。
- 2 前項の規定によるキャラクターの使用許可の取消しにより使用者に生じた損害については、管理者はその責めを負わない。
 - 3 第1項の規定によりキャラクターの使用許可を取り消された者（以下「許可取消者」という。）は、当該使用対象物件をいかなる場合であっても使用してはならない。
 - 4 管理者は、許可取消者に対して使用対象物件の回収を求めることができる。

（損害賠償）

第10条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより町、観光協会に生じさせた損害を賠償しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月22日から施行する。

別図第1

多賀町マスコットキャラクター たがゆいちゃん

